

1 健全化判断比率

| 区 分 | 津奈木町の比率 | 津奈木町に適用される基準 | |
|----------|---------|--------------|--------|
| | | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率 | — | 15.00% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | — | 20.00% | 40.00% |
| 実質公債費比率 | 5.1% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | — | 350.0% | |

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

なお、実質赤字比率及び連結実質比率は赤字額がなく又将来負担比率については将来負担額に対し基金等の充当可能財源が上まわっているため「—（該当なし）」で表示しています。

2 資金不足比率

| 特 別 会 計 | 津奈木町の比率 | 経営健全化基準 |
|----------------|---------|---------|
| 津奈木町簡易水道事業特別会計 | — | 20.0% |
| 津奈木町宅地造成事業特別会計 | — | |

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足が生じていないため、「—（該当なし）」で表示しています。

なお、経営健全化基準は公営企業ごとに判断します。

上記のとおり、「1 健全化判断比率」、「2 資金不足比率」の津奈木町の指標は、「早期健全化基準及び経営健全化基準」を下回っているため、健全な状況であると判断できます。

3 財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）について

(1) 実質赤字比率

標準財政規模に対する実質赤字額の割合です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

津奈木町の平成22年度一般会計等（一般会計・恒久対策事業特別会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する割合です。

なお、平成22年度の津奈木町一般会計等の実質収支額は142,293千円の黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

※実質赤字額 (歳入総額－歳出総額)－翌年度へ繰越す歳入＝実質収支額
地方公共団体の黒字（赤字）はこの数値により判断されます。

※標準財政規模 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模で、津奈木町の平成22年度の額は、2,041,196千円（臨時財政対策債含む）です。

(2) 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する割合です。

なお、津奈木町の平成22年度全会計の実質収支額及び剰余額の合計は584,084千円の黒字であり、実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率の該当はありません。

※連結実質赤字額は、次の①と②の合計額です。

①一般会計等及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

公営事業会計（公営企業以外）に係る特別会計：国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計

②公営企業に係る特別会計の資金不足額

公営企業に係る特別会計：簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計

（３）実質公債費比率

標準財政規模に対する実質的な公債費（町の借金の返済金）相当額の割合（過去３カ年の平均）であり、１８．０％を超えると起債発行に許可が必要となり、２５．０％を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※準元利償還金は、次の①～⑤の合計額です。

① 満期一括償還地方債の１年あたりの元金償還金相当額

該当ありません。

② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金

対象公営企業：簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計（平成２０・２１年度のみ）

③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

対象組合等：水俣芦北広域行政事務組合

④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

対象事業：熊本県農業資金利子補給補助金（平成２０・２１年度）

平成２２年度該当なし

⑤ 一時借入金の利子

該当ありません。

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、地方交付税を算定する上で基準財政需要額に算入される、元利償還金及び準元利償還金です。

※基準財政需要額は普通交付税の算定の基礎となるもので、財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

(4) 将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

この割合が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額は次の①から⑧までの合計額です

- ① 一般会計等の平成22年度末地方債現在高（町の借金残高）
津奈木町の平成22年度末残高は2,686,723千円です。
- ② 債務負担行為（2年以上にわたって支払うもの）に基づく支出予定額
該当はありません。
- ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
津奈木町の負担見込みは30,804千円になります。
対象公営企業：簡易水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計
- ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する村からの負担等見込額
津奈木町の負担見込みは68,936千円になります。
対象組合等：水俣芦北広域行政事務組合
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末支給予定額）のうち、一般会計等の負担見込額
仮に平成22年度の末日で全職員が自主的に退職した場合の、一般財源等が負担すべき額749,570千円の見込みとなります。
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人：該当はありません。
- ⑦ 連結実質赤字額
実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字額の該当はありません。
- ⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額
各組合とも実質赤字は生じておらず、連結実質赤字額相当額の該当はありません。
対象組合等：水俣芦北広域行政事務組合・熊本県市町村総合事務組合・熊本県後期高齢者医療広域連合

※充当可能基金額は、将来負担額の①から⑥に充てることができる基金で、総額 2,515,605 千円となっています。

※充当可能特定財源見込額は、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額です。対象財源は公営住宅の賃貸料等で 42,920 千円となっています。

※地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は、今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金です。

平成 22 年度末の見込額は 2,399,238 千円となっています。

4 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合であり、経営健全化基準（事業規模の20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成22年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額

（法非適用企業：簡易水道事業特別会計）資金の不足額

$$= \text{歳出総額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - (\text{歳入総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}) - \text{解消可能資金不足額}$$

5,055 円（黒字）

（法非適用企業：宅地造成事業特別会計）資金の不足額

$$= \text{歳出総額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - (\text{歳入総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}) - \text{土地収入見込額} + \text{地方債残高} + \text{他会計長期借入金}$$

253,829 千円（黒字）

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※事業の規模

（法非適用企業：簡易水道事業特別会計）事業の規模（決算統計より）

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

58,295 千円

（法非適用企業：宅地造成事業特別会計）事業の規模

$$= \text{資本の額に相当する額} + \text{負債の額に相当する額}$$

253,829 千円